

# 下水道工事事務報告要領

## 第1 目的

下水道工事における事故の未然防止のために、事故事例を収集・蓄積し、共有することにより、下水道工事における安全対策に関する取り組みを推進することを目的とする。

## 第2 適用

本要領は、平成30年4月1日以降発生した工事事務より適用するものとする。

## 第3 対象

下水道工事に関係する死亡事故及び休業4日以上を負傷事故。

原則としてこれらの事故の全てを報告対象とし、特に、以下に該当する重大な事故については、当日中速やかに報告すること。

- ・死亡または死亡に至る恐れのある重大事故
- ・罹災者が複数人に及ぶ大規模な事故（硫化水素中毒等も含む）
- ・第三者（民間人）が絡む人身事故
- ・ガス管に損傷を与えた物損事故
- ・上記のほかメディアで報道される又は報道発表が必要となる重大事故

※ 重大な事故に該当しないことが明らかな下水道工事事務で、休業4日以上となる事故が発生した場合も速やかに報告すること（遅くとも3日以内）。また、事故発生時点で休業4日以上を負傷かどうか判明しない場合は、報告をお願いします。

※ 下水道工事には、調査、点検、清掃等の維持管理作業は含まない（維持管理に関する事故は、従来どおり管理企画指導室に報告する）。

## 第4 手順

国土交通省への報告手順は以下のとおりとし、原則各地方整備局等を経由して報告するものとする。なお、重大な事故に該当する場合は、本省及び各地方整備局等に同時に報告するものとする。

報告にあたっては、報告様式（様式1）を使用するものとする（ただし、第1報に限っては、この限りではない）。なお、市町村（政令指定都市を除く）で事故が発生した場合には、都道府県を経由して、日本下水道事業団発注の工事については日本下水道事業団から国土交通省へ報告するものとする。

（報告手順）

第1報 事故が発生した工事の概要、事故発生経緯、被害状況を速やかに報告

第2報 事故災害状況、事故災害状況図、措置状況を報告

以降、別添様式に必要な事項を記載し、報告

※ 第3報以降の報告は、状況に応じて随時報告する。別添報告様式に全て記載が完了したことを確認し、報告は完了とする。

## 第5 死亡事故

死亡事故が発生した場合、第4に加えて報告者は事件事例シート（様式2）を作成するとともに、事故要因分析チェックリスト（様式3）に事故要因を記載の上、国土交通省へ提出するものとする。さらに、事故原因に対応した再発防止策、管内市町村への周知、注意喚起（都道府県のみ）、受注者に対する処分、関係機関（警察、労働基準監督署等）との協議・指導状況等を報告するものとする（様式自由）。

## 第6 報道

報道等への投げ込みを行う場合、国土交通省へ報告するものとする。また、報道等でとり扱われた場合、その内容を国土交通省へ報告するものとする。

## 第7 公表

地方公共団体等から報告があった事故については、国土交通省においてとりまとめの上、事故情報データベースとして、公表するものとする。ただし、事故が特定されるような情報は記載しない。